

(1) 基金制度のポイント

基金制度を採用するためには	<ol style="list-style-type: none"> 以下について定款に定める必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・基金の拠出者の権利に関する規定 ・基金の返還の手続き 基金制度を採用する定款変更がなされたときは、変更がなされた日から2ヶ月以内に、変更定款を添えて、所轄税務署に届出が必要となります。
基金の性質	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基金は医療法人が破産手続開始決定を受けた場合、約定劣後破産債権とされます 2. 基金で集めた資金等の使途についての法令的制限はありません
社員たる地位との関係	基金は、医療法人にとって負債です。基金拠出者は、医療法人に対して債権者となりますが、社員とならなくてもかまいません。
基金の拠出者	<p>基金の拠出者について直接の制限はありませんが、理事長が拠出するのが一般的です。ただし、その場合利益相反行為となるため、原則として特別代理人の選任が必要となります。理事長以外の者が拠出する場合には、特別代理人の選任は必要ありません。</p> <p>なお、都道府県によっては、監事は拠出しないう、指導している場合があります。</p>
基金として拠出できる財産	<p>金銭、その他の財産（医療機器、保証金等）が、基金として拠出できる財産です。現物での基金拠出が可能ですが、この場合、拠出者に譲渡所得が生じる場合があります。また、価額が相当か否かについての証明が必要となります。</p>
基金の返還方法	<p>基金を返還する場合、定時社員総会の決議が必要となります。</p> <p>基金は、医療機器等で現物拠出した場合でも返還する際は金銭で返還します。</p>
基金の返還額と返還期限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基金を拠出したときの金額が限度となります。 2. 返還額に利息は付けられません 3. ある会計年度にかかる貸借対照表の純資産額が以下の金額を超える場合において、その超える額を限度として、次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、基金の返還ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・基金および代替基金の総額 ・資産につき時価評価をしている場合には、その時価評価益 ・資本剰余金の価額
代替基金について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基金拠出型医療法人が基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければなりません 2. 代替基金を取り崩すことはできません
貸借対照表上の表示区分	<ol style="list-style-type: none"> 1. 純資産の部に「基金」「代替基金」として表示計上します 2. 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表上の負債の部に計上できません
返還の限度額を超えて基金を返還した場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 返還の限度額を超えて基金拠出型医療法人が基金の返還をした場合には、その返還を受けた者や返還に関する職務を行った業務執行者は、その医療法人に対し、連帯して、違反して返還された額を弁済する責任を負うこととなります 2. 違反して基金の返還がされた場合には、基金拠出型医療法人の債権者は、その返還を受けた者に対し、その返還の額をその医療法人に対して返還することを請求することができます
解散時	基金拠出型医療法人を解散した場合には、基金はその他の全債務を弁済した後に返還されます